

新潟市介護保険居宅介護サービス費等の給付割合の額の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条及び第60条の規定に基づく居宅介護サービス費及び介護予防サービス費等の額の特例（以下「特例」という。）については、新潟市介護保険法施行細則（平成12年新潟市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(特例を認める基準等)

第2条 特例給付を認める場合とは、次の各号に定めるもののほか、別表第1に定めるところによるものとし、法第50条及び第60条に規定する割合（以下「給付割合」という。）及び適用期間は、別表第2に定めるところによる。

- (1) 要介護被保険者若しくは要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他市長が必要と認めるもの。

2 特例を申請した要介護被保険者等が、前項の規定の2以上の規定に同時に該当する場合は、給付割合の大きい規定を適用するものとする。

(対象介護サービス)

第3条 特例の対象となる介護サービスは、法第50条各号に掲げる介護給付に係る介護サービス及び法第60条各号に掲げる予防給付に係る介護予防サービスとする。

(添付書類)

第4条 規則第21条第2項の規定により、特例による利用者負担額の減額又は免除（以下「特例の適用」という。）の申請時に添付する書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する場合 罹災したことを証明する書類
- (2) 第2条第1項第2号に該当する場合 障がい者手帳又は診断書及び給与明細書等の収入を証明できる書類

- (3) 第2条第1項第3号に該当する場合 休業若しくは廃業に関する届出書若しくはこれらを証明する書類又は雇用保険受給証明書及び失業前の給与証明書等の収入を証明できる書類
- (4) 第2条第1項第4号に該当する場合 災害により被害を受けたことによる収入減を証明できる書類
- (5) 犯罪等の被害により、第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合 前4号に規定する書類のほか、犯罪被害証明及び盗難被害届出証明

(還付請求)

第5条 特例の適用の決定を受けた者（以下「減免対象者」という。）は、特例の適用を受けた給付割合を適用しない場合の介護保険利用者負担額を介護保険サービス提供事業者（以下「事業者」という。）に支払ったときは、新潟市介護保険利用者負担額還付請求書（別記様式第1号）に領収書を添えて、市長に特例の適用を受けた給付割合を適用しない場合の介護保険利用者負担額と特例の適用を受けた給付割合を適用する場合の介護保険利用者負担額との差額（以下「差額」という。）の還付を請求することができる。ただし、災害その他市長がやむを得ない事情があると認める場合は、領収書の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときはこれを審査し、適当と認めるときは、差額を請求者に支払うものとする。

3 第1項の規定による請求をすることができる期限は、事業者に介護保険利用者負担額を支払った日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。

(特例の適用の決定の取消し等)

第6条 市長は、減免対象者が偽りその他不正の手段により特例の適用の決定又は還付を受けたときは、特例の適用の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分についてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、減免対象者等の資力の回復その他の事情の変化により減免することが不適当と認められるときは、特例の決定を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月１日から施行し、令和５年６月３０日から適用する。

別表第1（第2条関係）

特例の認定に係る基準

- | |
|---|
| <p>1 第2条第1項第1号に規定する著しい損害を受けたことに該当する場合とは、住宅、家財又はその他の財産の損害について次の各号に掲げる要件を満たす場合とする。</p> <p>（1） 損害額から損害保険等により支払われる保険給付金の額を差し引いた額（以下次表において「実損害額」という。）が、損害を受けた財産の価格の10分の2以上であること。</p> <p>（2） 特例を受けようとする者が市民税を課されている者である場合は、減免を受けようとする事由によって市民税が減免されること。</p> <p>2 第2条第1項第2号及び第3号に規定する収入が著しく減少したことに該当する場合とは、特例の適用の申請をしたときにおいて、要介護被保険者等の属する世帯の当該年中に見込まれる地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の総額が、前年における当該世帯の合計所得金額の総額の10分の3以上減少すると認められること。</p> <p>3 第2条第1項第4号に規定する収入が著しく減少したことに該当する場合とは、次の各号に掲げる要件を満たす場合とする。</p> <p>（1） 事業収入の減少による損害額の合計額（損害賠償保険金等により補てんされるべき金額を控除した額）が平年における事業収入額の合計額の10分の3以上であること。</p> <p>（2） 世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額のうち、事業所得以外の所得の合計額が400万円未満であること。</p> |
|---|

別表第2（第2条関係）

特例による給付割合及び適用期間の基準

1 第2条第1項第1号の規定に該当する場合

損害程度	給付割合区分		適用期間
	前年合計所得金額	給付割合	
実損害額が損害を受けた財産の価格の10分の5以上のとき	基準所得金額未満	100分の100	特例の申請のあった日の属する月から6ヶ月
	基準所得金額以上	100分の95	
実損害額が損害を受けた財産の価格の10分の2以上10分の5未満のとき	基準所得金額未満	100分の95	
	基準所得金額以上	100分の92	

2 第2条第1項第2号から第4号の規定に該当する場合

前年中の合計所得金額	給付割合	適用期間
基準所得金額未満	100分の100	特例の申請のあった日の属する月から6ヶ月
基準所得金額以上	100分の92	

3 この適用期間を経過してもなお回復が認められないと判断される場合に限り、6ヶ月の延長をすることができる。